

青森県報

第七百五十四号

令和六年
四月二十六日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) …… 一

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障
社が
課い) …… 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 二

○保安林の指定解除予定…………… (林
政 課) …… 二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水
産振興課) …… 三

○青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款…………… (財
務指導課) …… 三

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (行
政経営課) …… 三

○右 同…………… (同) …… 四

○右 同…………… (同) …… 四

○県営土地改良事業計画の決定…………… (農
村整備課) …… 四

出 先 機 関

○土地改良事業の工事の完了…………… (上
北地
域) …… 五

○右 同…………… (同) …… 五

公 安 委 員 会

○指定講習機関の休廃止…………… (運
転免許課) …… 六

規 則

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十八号

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則

青森県小規模水道規制条例施行規則(昭和四十八年五月青森県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」を「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第二百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規

定により公示する。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	株式会社帆の風
	主たる事務所の所在地	北海道札幌市清田区清田六条二丁目一六の二二
障害福祉サービスの種類	就労継続支援A型	
	名称	株式会社帆の風五所川原事業所
障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	五所川原市字元町五三MACHIO二階
	廃止年月日	令和六・四・三〇

青森県告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	クリオス調剤薬局	所在地	青森市南佃一丁目二の五	指定期日	令和六・五・一
名称	サワカミ薬局相坂店	所在地	十和田市大字相坂字小林八三の八	指定期日	〃
名称	一般財団法人済誠会 田済誠会病院 十和	所在地	十和田市大字相坂字小林八四の一四	指定期日	〃

青森県告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	清風荘訪問看護ステーション	所在地	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三〇の二〇	指定辞退年月日	令和六・五・三
----	---------------	-----	-----------------------	---------	---------

青森県告示第百八十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 解除予定保安林の所在場所
鱈ヶ沢町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び鱈ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山八七の一 中村 一美 上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二二六 坂井 秀明	泊区域 泊漁業協同組 合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あって、主とし て一本釣漁業

青森県告示第二百八十四号

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百六十六条の規定により、青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県建設工事請負標準契約約款（平成31年3月青森県告示第221号）の一部を次のように改正する。

特記事項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この契約約款は、告示の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第337号）第4条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 特定役務の名称及び数量
電子計算機による業務処理委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 契約の方法
随意契約
- 契約の相手方を決定した日
令和六年三月二十八日
- 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 契約金額
四千八百八十六万六千四百円
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
ネットワーク管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年三月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
四千五百四十三万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
汎用コンピュータ等の賃貸借（再リース） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年三月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三
- 六 契約金額
五千百十六万七千四百九十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、売

場溜池地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備）（防災重点型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和六年四月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年四月三十日から同年五月二十九日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

赤川地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年四月二十六日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

一 県営土地改良事業の名称

経営体育成基盤整備事業（区画整理）（農業用排水施設整備）

二 工事完了年月日

令和五年十二月四日

土地改良事業の工事の完了

作田ダム地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年四月二十六日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

一 県営土地改良事業の名称

防災ダム事業

二 工事完了年月日

令和五年十二月二十七日

土地改良事業の工事の完了

七戸地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年四月二十六日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

一 県営土地改良事業の名称

中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）

二 工事完了年月日

令和五年十二月二十五日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十の規定により指定講習機関である株式会社ディーエス開発三ツ矢自動車学校が行う特定講習の一部廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年四月二十六日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 廃止する特定講習の種類別

大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る初心運転者講習

二 廃止しようとする年月日

令和六年四月三十日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭